低所得世帯支援給付金受給されたご家庭へ、大切なお知らせ

低所得世帯支援給付金 (こども加算分)のご案内

低所得世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します!

1. 支給対象者

- 低所得世帯支援給付金(※)の受給者のうち、原則として 給付金受給者と基準日(令和5年12月1日)において、同 一世帯となっている児童を扶養している世帯主の方
- ① 基準日(令和5年12月1日) において、18歳以下の児童(18歳に達する日 以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)と同一 世帯の方【申請不要】

<u>ただし、住民票を移していない施設入所児童は対象外ですので、市役所に連絡</u> ください。

- ②基準日(令和5年12月1日)以降に生まれた新生児がいる方【要申請。裏面】
- ③別世帯だが、扶養している児童がいる方【要申請。裏面】
- ※低所得世帯支援給付金<u>(1世帯あたり7万円)</u>は、住民税均等割非課税 世帯や令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯及び住民 税均等割のみ世帯を支援する給付金です。

2. 支給額

児童1人当たり一律5万円

- ■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。
- *お問い合わせは、下記までお電話ください。
- ■問い合わせ■

〒859-2412

南島原市南有馬町乙1023番地 南島原市役所 こども未来課(南有馬庁舎1階) TEL 0957-73-6652

3. 給付金の支給手続き

■18歳以下の児童と同一世帯の方(表面1の①に該当する方)

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。 (低所得世帯支援給付金受給の方に確認書を送付していますので、内容に相違がない場合は申請不要で受け取れます。)
- ▶ 3月頃、低所得世帯支援給付金を支給した口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 低所得世帯支援給付金の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。
- ※いずれの場合も市役所でお手続きください。

■上記以外の方(表面1の2、3のいずれかに該当する方)

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ▶ 市役所に備えている申立書に児童の氏名などを必要事項を記入して、 南島原市の各支所窓口にご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に**可能な限り速やかに**振り込みます。

低所得世 带支援給 付金受給 世帯

(1)給付金の申請手続き

窓口に直接または郵送等でご提出ください。

南島原市

(2)指定口座へ振込み



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の "振り込め詐欺"や"個人情報の詐取"にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村やこども家庭庁(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。